

技術提案書の提出者を選定するための基準

【民間活力導入のための市場施設の基礎的諸元調査・検討業務】

評価項目	評価の着目点				配点 (評価のウェート)		
	判断基準				小計		
参加表明者の技術力	平成 16 年 4 月 1 日から公示の日までに完了した設計業務の実績	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条に基づく中央卸売市場又は地方卸売市場における新築、増築、改築又は改修（「改修」とは、建築物の模様替又は修繕をいう。ただし、計画通知又は確認申請が必要な改修に限る。）に係る設計業務（工事監理のみを除く。）を元請として受託した実績を 1 件、次の順で評価する。なお、共同企業体としての実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。 1 設計対象面積 18,000 m ² 以上 2 設計対象面積 9,000 m ² 以上 18,000 m ² 未満 3 設計対象面積 9,000 m ² 未満			3	3 (10.0%)	
技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容により評価する。	主任担当技術者	意匠 構造 電気 機械	2 1 1 1	5 (16.7%)	
技術者の技術力	専門分野の技術者経験年数	各担当分野について、経験年数により評価する。	管理技術者		2	7 (23.3%)	
	平成 16 年 4 月 1 日から公示の日までに完了した設計業務の実績	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条に基づく中央卸売市場又は地方卸売市場における新築、増築、改築又は改修（「改修」とは、建築物の模様替又は修繕をいう。ただし、計画通知又は確認申請が必要な改修に限る。）に係る設計業務（工事監理のみを除く。）の実績を 1 件、次のとおり評価する。 1 以下の順で評価する。 ① 同種業務※の実績がある。 ② 類似業務※の実績がある。 2 上記に加え、実績の立場を次の順で評価する。 (管理技術者の場合) ① 管理技術者 ② 主任担当技術者 ③ 担当技術者 (主任担当技術者の場合) ① 管理技術者、主任担当技術者 ② 担当技術者 ※ 同種業務及び類似業務については、別紙 5 「技術提案書の提出者の選定及び技術提案書特定評価要領」 4 (3)イ (ア) を参照。	主任担当技術者	意匠 構造 電気 機械	2 2 1 1 1		
			管理技術者		2		
			主任担当技術者		2 1 1 1		
			管理技術者		2		
			主任担当技術者		2 1 1 1		
			管理技術者		2		
			主任担当技術者		2 1 1 1		
	継続教育 (CPD)	平成 30 年度の CPD 取得時間により評価する。	管理技術者		1	3 (10.0%)	
	過去の受賞歴	主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴の回数により評価する。	主任担当技術者	意匠 構造 電気 機械	0.5 0.5 0.5 0.5		
				管理技術者			3
				主任担当技術者	意匠		2
合計点					30 (100.0%)		